

相模川流域下水道事業連絡協議会規約

(設 置)

第1条 神奈川県及び相模川流域下水道事業に関連する別表第1の市町及び公益財団法人神奈川県下水道公社は、相模川流域下水道事業連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(目 的)

第2条 この協議会は、相模川流域下水道事業を促進し、その円滑な運営を期することを目的とする。

(業 務)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次に掲げる事項を審議する。

- (1) 相模川流域下水道建設の推進に係る諸問題の調整に関すること。
- (2) 相模川流域下水道建設後の維持管理に関すること。

(組 織)

第4条 この協議会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 神奈川県知事
- (2) 関連地方公共団体の長及び神奈川県の関係部長のうち別表第2の職にある者
- (3) 公益財団法人神奈川県下水道公社理事長

(役 員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 4名

2 役員は委員の互選とする。

(役員の仕事)

第6条 会長は、協議会を代表し会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員を生じた場合は直ちに補充する。

3 補充役員任期は、前任者の残存期間とする。

(協議会会議)

第8条 協議会会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、毎年1回会長が招集する。

3 臨時会は、必要の都度会長が招集する。

4 会議議長は、会長とする。

5 会長が必要と認めた者は、協議会に出席し意見を述べることができる。

(協議会審議事項)

第9条 協議会においては、次の事項を審議する。

(1) 協議会事業計画に関する事。

(2) 規約の改正に関する事。

(3) 第3条に掲げる事項の大綱の決定に関する事。

(4) 幹事会に附議すべき事項

(5) その他会長が必要と認めた事項

(議決)

第10条 会議は、委員の3分の2以上の出席によって成立し、会議の議事は出席者の

過半数の同意をもって決する。ただし、可否同数のときは議長が決する。

(幹事及び幹事会)

第11条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、県、関連市町及び公益財団法人神奈川県下水道公社から推薦された者について会長が委嘱する。

3 幹事会は、会長が招集する。

4 幹事会は、協議会から附議された事項を調査研究し、その結果を協議会に報

告する。

(事務局)

第12条 この協議会の事務局は、神奈川県県土整備局河川下水道部下水道課内に置く。

2 事務局に事務局長1名、書記若干名を置き、会長が委嘱する。

3 事務局長は、会長の命を受け、協議会の事務処理を総括する。

4 書記は、事務局長の命を受け、協議会の事務に従事する。

(事業年度)

第13条 この協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(雑則)

第14条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は会長が定める。

附 則

この規約は、昭和43年11月8日から施行する。

附 則

この規約は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成11年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年4月1日から施行する。

別表第1

平塚市

藤沢市

茅ヶ崎市

相模原市

厚木市

伊勢原市

海老名市

座間市

綾瀬市

寒川町

大磯町

愛川町

別表第2

神奈川県総務局財政部長

神奈川県政策局自治振興部長

神奈川県環境農政局環境部長

神奈川県県土整備局河川下水道部長